

平成27年瑞穂町教育委員会第3回定例会 会議録

平成27年3月26日瑞穂町教育委員会第3回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 関谷 忠 君 ・ 2番 戸田 祐佳 君 ・ 3番 滝澤 福一 君 ・ 4番 鳥海 俊身 君
5番 森田 義男 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし。

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長（再掲） 鳥海 俊身 君 ・ 教育部長 坂内 幸男 君 ・ 教育課長 吉野 久 君 ・ 指導課長 加藤 進 君
社会教育課長 峯岸 清 君 ・ 図書館長 宮坂 勝利 君 ・ 指導課統括指導主事 山縣 弘典 君
庶務係長（事務局） 大沢 達哉 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第8号 第1次瑞穂町教育基本計画後期実施計画（平成27年度～31年度）について

日程第4 議案第9号 第二次瑞穂町子ども読書活動推進計画について

- 日程第5 議案第10号 平成27年度瑞穂町立学校教育課程編成について
- 日程第6 議案第11号 瑞穂町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則
- 日程第7 議案第12号 瑞穂町教育委員会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第8 議案第13号 瑞穂町教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則
- 日程第9 議案第14号 瑞穂町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 日程第10 議案第15号 瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
- 日程第11 議案第16号 瑞穂町教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令
- 日程第12 議案第17号 職員の職務の宣誓に関する条例取扱規程及び教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令
- 日程第13 議案第18号 瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱の一部を改正する訓令
- 日程第14 議案第19号 瑞穂町教育委員会公印規則の全部を改正する規則
- 日程第15 議案第20号 教育長の職務を代理する者の権限に属する事務の一部委任規程
- 日程第16 報告事項1 瑞穂町青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第17 議案第21号 瑞穂町図書館処務規則の一部を改正する規則
- 日程第18 議案第22号 瑞穂町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令
- 日程第19 議案第23号 瑞穂町公立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令
- 日程第20 議案第24号 瑞穂町公立学校職員服務規程の一部を改正する訓令
- 日程第21 議案第25号 瑞穂町公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令

- 日程第 2 2 議案第 2 6 号 瑞穂町いじめ問題調査委員会要綱
日程第 2 3 議案第 2 7 号 瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について
日程第 2 4 議案第 2 8 号 瑞穂町社会教育委員の委嘱について
日程第 2 5 議案第 2 9 号 瑞穂町スポーツ推進委員の委嘱について
日程第 2 6 報告事項 2 瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動について

開会 午前 9 時 0 0 分

森田委員長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 2 7 年瑞穂町教育委員会第 3 回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

森田委員長 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 2 8 条の規定により委員長において、3 番、滝沢委員を指名いたします。

森田委員長 日程第 2、委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告をお願いいたします。

鳥海教育長 皆様のお手元に配付させていただいております業務報告のとおりでございます。

森田委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

森田委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

森田委員長 日程第 3、議案第 8 号、第 1 次瑞穂町教育基本計画後期実施計画（平成 2 7 年度～3 1 年度）について、を議

題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長

議案第8号について、提案理由を申し上げます。

瑞穂町教育基本計画を改定する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

指導課長

議案第8号につきましてご説明をいたします。瑞穂町教育基本計画は、平成22年3月に向こう10年間の瑞穂町が目指します、学校教育の内容や方向性を示すために策定されました。この基本計画も平成27年3月をもって5年目を迎えたことにより、社会情勢等の変化も考慮し、内容の一部見直しを行いました。今回の見直しに際しましては、平成27年2月26日から3月12日までの15日間にわたりパブリックコメントを実施しましたが、この間、町民からの意見や質問はありませんでした。また、東京女子体育大学教授の田中洋一先生に有識者を代表してご意見を伺い、頂戴した意見を参考に一部変更してございます。皆さまのお手元にも田中先生からいただきましたご意見を載せておりますのでご覧いただければと思います。

なお、第8号議案の後ろに瑞穂町の第1次瑞穂町教育基本計画後期計画(学校教育)としてありますけれども、ご覧頂ましてご審議いただければと思います。

森田委員長

以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

戸田委員

17ページのコミュニケーション能力の育成のところ、下から3行目で、計画的に小学校の外国語活動や中学校の外国語活動の充実に向けたということで、近隣のところを見ていたら、低学年から英語教育とかが導入されているところとか、必須にしているところとか、多くなってきていると聞いているんですけど、瑞穂町では、今、小学校でも6年生が英語の授業を入れてもらっていると思うんですけど、もう少し幅広くそういうのが今後、入っていく予定なのかどうかということの説明をお願いしたいと思います。

指導課長

外国語活動の授業化、あるいは教科化というんですか、次回の学習指導要領の方には入ってくると思います。

それを見越してこちらとしましても、小学校への外国語活動の指導の充実を図っていきたいと考えています。現在、ALTが各小学校の方にも年間32時間ですか、入っています。ですから、そういった面でそういったものも含めながら充実を図っていきたいとは考えております。

戸田委員 関連して、低学年とかにも入っていくということになるんですか。

指導課長 そういうふうになると思います。

関谷委員 不登校の対策について20ページにあるんですが、いろんな形で町で施策を充分やっているところだと思うんですが、昨今の社会情勢ですとスクールカウンセラーだけではなくて、スクールソーシャルワーカーと言うんですか、家庭の状況が不登校を生んでいる状況、あるいは加害者、被害者を生んでいる状況があると新聞等でありますので、その辺との連携をどうするのかということがこれからの課題かなと思います。意見です。

森田委員長 関連してですね、滋賀の問題もありましたけれども、そのスクールソーシャルワーカーの活用について説明を願えますか。

指導課長 瑞穂町も昨年度までは、スクールソーシャルワーカーがおりました。本来、スクールソーシャルワーカーを配置した方がより充実されると思うんですけども、現在、瑞穂町では教育相談員を学校に週2日派遣していますし、東京都のスクールカウンセラーも週1回おりますので、週3日、各学校で相談できる形になっておりますので、スクールソーシャルワーカーは配置しておりませんが、ゆくゆくはスクールソーシャルワーカーという形も考えていく必要はあるのかなと考えています。ただ、課題としまして、適切な、非常に力量のあるスクールソーシャルワーカーさんが少ないという現状もありまして、もし、そういう方で、適切な方がいらっしゃるようであれば、スクールソーシャルワーカーというのでも考えていく必要もあるのかなと考えています。

関谷委員 今のことに関してですが、スクールソーシャルワーカーは社会福祉的なライセンスですので、例えば、家庭支援センターとの連携とか必ずしもこちら側に置くのではなくて、両方で連携しながらやるという方向性もあると

思います。

指導課長　ご意見ありがとうございます。やはりスクールソーシャルワーカーがいらっしゃると、またカウンセラーとか相談員とは別の活動ができますので、そういった意味では非常に効果があるのかなと思います。こちらとしましても、そういう方がいらっしゃれば、また東京都の方に積極的に配置等のお願いはできるのかなと思っていますので、もし、こういう方がいらっしゃるという情報がありましたら、ご連絡いただければ大変助かります。よろしく願いいたします。

森田委員長　関連なんですけれども、その辺は各市町村に任されているということなんでしょうか。東京都の方針というのはあるんでしょうか。

指導課長　各市町村に任されております。ですから、人材の確保等も全市町村に任されている状況ですので、人材がいるのかいないのかということが非常に大きな課題になっております。

森田委員長　関連で、もし、その人材がいれば東京都の援助というのはあるということなんでしょうか。金銭的な面とか。

指導課長　東京都はできるだけスクールソーシャルワーカーを各自治体に配置したいというのが意向なんです。ですので、年度始めになりますけれども、要請をすればおそらく配置は認められると思います。

森田委員長　あくまでも市町村で探さないということですか。

指導課長　そのとおりです。

森田委員長　なかなか小さい団体の中でそういう人材を見つけるというのは大変のような気がするんですけれども。

指導課長　厳しいところです。瑞穂町の場合は、その他の相談体制は充実してますので、それを考えますと、無理してスクールソーシャルワーカーを配置しなくても大丈夫なのかなとは思っています。

鳥海教育長　今回の提案につきまして、以前から下案と言いますか、委員の皆様にはお目通しをしていただいたりしておったところでございますが、今回につきまして、手続き的にですね、パブリックコメントの実施、それから有識者

の意見を反映したりとか、そういうような部分が後手後手に回ってしまったことについては、大変申し訳なかったと思っております。お詫び申し上げます。ただし、形として、今回、提案させていただいたところまでには、手続きもちゃんと踏んだということと、有識者のご意見も最終的に取り入れてあるということです。大きく有識者のご意見を取り入れて変えたところは、表紙の後期計画というところに「(学校教育)」と。これは文字的な教育基本計画ということになると、社会教育も含めた教育全般の内容に思われてしまうということですから、内容がそういうことではないということでもありますので、特に表記する必要があるのではというご意見をいただきまして、これはごもっともであるということそここのところを、大きいところでは、本日、提案させていただいた議案では、そここのところが変わっているということでございます。策定に至るまで少し粛々とできなかったことをお詫びするものです。

森田委員長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第8号に対する討論を行います。

(「討論なし。」との発言)

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第8号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし。」との発言)

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第8号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第4、議案第9号、第二次瑞穂町子ども読書活動推進計画について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 議案第9号について、提案理由のご説明を申し上げます。

子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき、第二次瑞穂町子ども読書活動推進計画を策定する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

図書館長

第二次瑞穂町子ども読書活動推進計画についてご説明いたします。

まず、概要でございますが、今回の計画は第1次の計画が国の施策を受けて平成22年度からスタートし、本年度、平成26年度末で期間が終了するため、平成25、26年度の2か年で2次計画を策定してまいりました。この間、各小中学校の児童・生徒に対するアンケート、各学校へのアンケートや読書活動に関わる町内各団体等への調査を行い、内容を把握するとともに、国、都の施策、読書を取り巻く環境などを分析し、計画に反映させました。

さらに、図書館協議会においても、計画策定の段階で多くの意見をいただき、文言チェックや施策の方向性など多くの作業を事務局と共に進めてまいりました。また、パブリックコメントも平成27年1月6日から19日まで行い、2名から意見をいただきました。図書館の選書や他との連携についての意見でした。東京都の読書活動推進計画が先月、改定されたことに伴い、文言修正を行い、この議案となって皆様にお示しした内容となっております。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

森田委員長

以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員長

差し支えなければパブリックコメントの意見の内容をお聞かせいただけますか。

図書館長

2名とも女性からだったんでございますが、1つはですね、地方自治体によくあります巡回図書館を運行していただけないかという意見も含めまして、それを運行するとういういいことがありますよ、こういうことがありますよという意見をいただきました。

また、2番目の意見としまして、仕掛け絵本、絵本なんですけれども仕掛けの絵本をもっと増やして、子どもたちが手に取る機会を増やしてほしいという意見でございました。

後はですね、図書館と学校の連携というところで、これから子どもたちを取り巻く環境がどんどん厳しくなっていますけれども、図書館と学校が連携して多くの本に触れる機会を作っていただきたいという意見がございました。

森田委員長 その回答は。

図書館長 回答はですね、実はこの中に触れているところがあるんですけども、最初に言いました自動車文庫につきましてはですね、この部分はちょっと今まで瑞穂町はやっていなかったということがございまして、今回の計画にはそのことは反映できませんが、意見として伺いますということで回答を返してございます。その他の仕掛け絵本と他との連携というものはこの中に記載させていただきまして、まさに私たちも平成27年度から学校と瑞穂町図書館の連携がキーワードになっておりまして、さっそく、指導課長と統括指導主事と話を進めておりまして、学校図書館と瑞穂町図書館が会議できる場というのをこれから何回か作っていきこうとところまで話が進んでいるところでございます。

戸田委員 43ページ、48ページに図書館から幼児向け良書案内というのが真ん中あたりに書いてありまして、48ページも春の子どもの読書週間ということでホームページも活用しながら良書を案内しているということで、私、ちょこちょこ図書館を利用させてもらっているんですけど、なかなか良書案内だとかだと、棚に乗っている、高めに出してみたり、入口の所に飾っているのが、あれが良書ですよという部分が掲示しているということになるのか、それか何かポスターのような形とかチラシみたいな形であるのか、その辺の説明をお願いしたいです。

図書館長 良書案内でございしますが、私どもの方でいろいろと選書したものをですね、各幼稚園なり各団体に直接、そのポスターなりをお送りして、こういるのがありますよ、という情報提供をしているところでございます。そして、そのお送りした物を実際に図書館に掲示されているかといいますと、掲示されていない部分もあつたりしますので、その辺が私たちのPR下手というところになります。そういうものを再掲示したりですね、本館のコーナー

を目立たせるとか、分室のコーナーも目立たせるとか、そういうことをこれからやっていきたいと考えてございます。

関谷委員 1点お願いします。先ほど、館長からの説明で図書館と学校図書館との連携をということだったんですが、やはり知の拠点として学校図書館は非常に重要な位置にあると思うんですね。学力向上にも非常に役立っているということで。それで、司書教諭の他にさらに学校図書館司書を置くということなんですけれども、現在の瑞穂町の場合は、図書事務となっているのかな。その方々は大変よくやっていると思うんですね。それで、今、館長が言うように図書館と学校司書、あるいは司書教諭のそういった方々の一堂に会する話し合いみたいな場面を今後、作っていくととてもいいことだと思うんですね。ただ、雇われ型が違くと集まる場面というのはなかなか難しいと思うんです。学校図書館整備5カ年計画でしたか、その中にやっぱり財源的にも国の方からあると思うんで、人材確保というのをこれからやっていただけたらいいかなとそういうふうに思います。

森田委員長 要望ということでよろしいでしょうか。

関谷委員 はい。

滝澤委員 28ページに瑞穂町における子どもの読書の現状というデータがあって、それから後ろにずーっとね、子どもの実態がアンケートされて数値化されているんですが、例えば、28ページを見ると、子どもの利用状況だから就学前から高校生までで、それを100としていいんですが、一般と比べるとね、一般の読書量と比べると小中学生や高校生の割合はどの位なのかなというあたりも知りたいなというところなんですよ。そういうデータもあるんですか。ここに書いてある、子どもの利用状況が100だとするとこの中しか比べられないじゃないですか。一般のが入っていると全体的に見て小学生はどうかな、高校生はどうかなというのが解かるんですけれども、そういう解かり方もかなり必要だと思うんです。そういうデータもあるにはあるんですか。

図書館長 お答えします。年齢別のデータも全部そろっておりまして、そのデータは、毎回の図書館協議会に提示をさせ

でもらっております。現状の話をしますと、やはり高齢の方、60歳以上の方の利用率が毎回、提示するたびにパーセントが増えております。今年度の一番直近で60歳以上の方が、確か33%の方が60歳以上の方だったと記憶しております。昨年同時期で28%でございましたので、それでも5%増えているという形でございまして、これはこのまま増えていくのかなという感じはしております。今回、子ども読書活動ということで、子どもだけの数字が載っておりますが、全てのデータを分析しているところでございます。

滝澤委員
図書館長
戸田委員
図書館長
戸田委員

1/3は高齢者ということだね。小中学生も1/3位、入るんですかね。そこまでいかないですかね。いかないです。もう少し低いと思います。

学校の図書室で借りている分は入っていないんですよ。

入っていないです。あくまでも町の図書館ということになります。

27ページに添付資料で載っていた、41ページにも載っているんですけども、子ども向けホームページの作成について検討しますということで、これは、本を読むと楽しいよみたいな形で読書活動を推進するもので、先ほどみたいに良書とかお薦めの絵本を定期的に紹介をして、読んでもらおうとか、年齢別にとか、という案なのか、少し、どういう内容で検討されているのかわかれば説明をお願いします。

図書館長

お答えいたします。このホームページは、今、戸田委員がおっしゃる二通りの作り方がございまして、各自治体におきましてもどちらかを採用しているんですけども、瑞穂町はまだこの部分、薄いところがございまして、これは本当にどういうふうにやると子どもたちが見てくれるのか。あとは子どもの親ですね。お父さん、お母さんが見やすいページというのもあります。例をあげますと、飯能市の図書館がやはり子ども向けをやっておりまして、ゲーム感覚で本をずーっと選んでいくと、最終的にあなたが読みたい本はこれですよ、というふうになるような仕掛け方の面白いページもあったりして、その辺を今、これから分析していきましょうということでございます。

森田委員長　　ちょっとよろしいでしょうか。学校との連携というのは解かるんですけども、その下の幼稚園とか保育園、この辺のところとの連携というのは何かあるのでしょうか。

図書館長　　お答えします。先ほども申しあげましたけれども、良書の案内なんかもそうなんですけれども、あとは私どもの方で年に1回、廃棄本になった本の無料頒布をやっているんですけども、その時にですね、全保育園、全幼稚園に訪問いたしまして、こういうのがありますよ、こういうのがありますよというような形で、意見交換をしながらですね、どんどん図書館の本を活用してくださいということもやっております。

また、今回、いろいろなアンケートをやっていく中でこの方々との連携が必要だなと、本当に心から感じるところでありまして、そういう方々とこれからもいろんな話し合いをしながら進めていきたいなというものがありますし、これまでクリスマス会など、いろいろな子ども向けのイベントを組んでまいりました。その時もいろんな団体さんにお声掛けをさせていただきまして、皆さんにいろんな話をさせていただきまして、この連携というのはこれからもずっと続けていきたいなと考えているところでございます。

森田委員長　　関連してですね、もっと年齢を下げたブックスタートですね、その取組というのはどの程度やっているのでしょうか。

図書館長　　ブックスタートにつきましては、中心は健康課、保健センターの方でやっておりますが、本の選び方とかですね、こちらに司書がおりますので、司書と話しながらかつめて、どういう絵本がいいんだろうとか、どれを対象としたらいいんだろうか、お父さん向けがいいのか、お母さん向けがいいのか、その辺のところまで話し合いながらですね、選書の方をしているところでございます。

関谷委員　　今のブックスタートの件に絡んで、今は、ゼロ歳児のブックスタートを健康課の方でやっているところなんですけど、自分ひとりで本を選んで読み出す年齢、例えば小学校3年生あたりをターゲットにこんな本があるよ、こういういい本があるよと薦める選書委員会みたいなのを作って提示するという、学齢に応じたブックスター

トというのができるといいかなと。例えば、中学生なら中学生でこんな本があるというような形でのブックスタートができると、また、図書館に目が向く、今、広報の方で大人向けと子ども向けの新刊の紹介はありますけれども、そういうことで学齢に適した本の紹介みたいなことが、今後、あってもいいのかなと、そんなふうに考えます。

森田委員長 必要なことですね。参考にしていただければと思います。

森田委員長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第9号に対する討論を行います。

(「討論なし。」との発言)

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第9号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし。」との発言)

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第9号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第5、議案第10号、平成27年度瑞穂町立学校教育課程編成について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 議案第10号について、提案理由のご説明を申し上げます。

学校教育法施行規則第50条及び同規則第72条並びに学習指導要領の規定により、本案を提出するものです。詳細につきましては、担当者に説明させます。

指導課長 議案第10号についてご説明いたします。

平成27年度瑞穂町立学校教育課程編成につきましては、平成27年度教育課程編成に向けての基本的な考え方に基づき、各学校の実態に応じて編成をしてあります。お手元にあります議案第10号を1枚おめくりいただければと思います。ここから、瑞穂第一小学校から瑞穂第二中学校までの教育課程をお示ししてございます。

小学校の第1表と第2表、内容でいきますと学校の教育目標を達成するための基本方針と第2表の指導の重点、中学校でいきますと、第1表から第3表まで、同じく教育目標を達成するための基本方針と指導の重点、この部分に関しましては、それぞれ項目の後ろに番号をふってあります。この番号というのは、教育委員会が示しました基本的な考え方のどこにあたるのかということで番号を入れてあります。ですので、基本的な考え方とそれぞれの部分が教育課程の中のどの部分であるかということが、解かるように示してあります。

また、今回の教育課程の編成に際しましては、瑞穂町の基本的な考え方を受けて少しでも学校の独自性を出すように指導をしながら進めてまいります。

なお、内容等につきましては、事前に統括指導主事と指導主事で学校ごとに確認及び指導しながら編成をしてございます。各学校の教育課程をご覧いただきまして、ご意見等をいただければと思います。

以上です。

森田委員長

以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

滝澤委員

今、ご説明がありましたとおり、教育委員会の指導が徹底しつつあるなという感じがします。例えば、学校の教育目標1つ見ても、大体教育目標というのは3つあって、学ぶこと、思いやること、体力関係でそういうところが入れると思うんですけども、瑞穂町の小中学生の実態を見ると生活指導面にはびっくりするような問題等はないので、これからはいよいよ学力充実の時代かなと判断していましたら、どこの学校も学ぶことの方に重点が置いてある、二重丸が付いている。これ1つ見ても方向性が示された教育課程かなと解かって、自分なんかはうれしく思っております。

以上です。

森田委員長

1点だけ。学習サポーターの活用ですけれども、平成27年度から少し活用の仕方を変えるんだということでお話がありました。例えば、第一小学校を見ますと、2枚目のところに(1)の④ですか、ここに補習授業、

あるいは夏休みの補習、これらにも活用していくんだというような記述があるんですけども、これらについては、何か、今までの活用の仕方とちょっと違うと思うんですけども、その点についてちょっと説明をお願いします。

指導課長 お答えいたします。学習サポーターに関しましては、これまではどちらかと言いますと、学習規律の方が重点でしたけれども、ここ1、2年、かなり学習支援の方に重点が置かれるようになりました。また、今年度から小学校は放課後のステップアップ教室を開始してありますが、このステップアップ教室の補助員として学習サポーターの方が付いていただいています。ですので、ここにありますパワーアップタイム、あるいは、夏休みの夏期講習等もほとんどの場合が、各学校で学習サポーターさんをそのまま引き続きこの補助員として活用しています。これは今年度、その形で進めておりますので、来年度以降も続けていきたいと考えております。

以上です。

森田委員長 そうしますと従来の学習サポーターの資格とか資質ですね、それらについては、より学習内容に特化したような、規律ではなくてということだと、そうするとその辺の研修とかも必要でしょうけれども、どうなのでしょう、今までのなさっている方たちで対応していけるということなのでしょうか。

指導課長 お答えします。その部分は我々も非常に課題として考えてまして、それを受けまして平成26年度は4月の当初に学習サポーター全員を集めて、まず第1回目の研修会をしています。学習サポーターの目的というのを徹底しようということで研修会をしています。また、その後は各学期1回必ず統括指導主事が各学校を巡回しまして、学習サポーターを全員集めて、学校ごとに学習サポーターの役割、あるいは、どういったことを我々が期待しているんだということを告げながら、学期ごとに研修をしておりますので、かなり力量的には上がってきているとは感じています。

以上です。

関谷委員 ライセンスはない方もいらっしゃるのでしょうか。

指導課長 はい。大体半分位の方が教員免許を持っている方で、半分位が持たれていないです。

関谷委員 小学校2年生の孫がですね、このサポーターの方から年度も終わるといふことでお土産をもらってきたんですよ。手作りの独楽、折り紙の独楽かな、大変喜んで、やっぱり児童とそれだけなじんでいるといふことは、非常にいいことだなと思いました。

森田委員長 せっかく配置してますから、引き続き、ぜひ、有効な活用をお願いしたいと思ひます。

森田委員長 ほかにご質問もないようですので、質問を終結いたします。

これより議案第10号に対する討論を行います。

(「討論なし。」との発言)

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第10号を原案どおり決定することに異議はございませんでしょうか。

(「異議なし。」との発言)

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第10号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第6、議案第11号、瑞穂町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則、から日程第16、報告事項1、瑞穂町青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則について、は関連がありますので、一括議題としたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

森田委員長 それでは、全委員の了承が得られましたので、一括議題といたします。

議案第11号から議案第20号及び報告事項1について、提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 議案第11号から議案第20号及び報告事項1の提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規則等の一部及び全部の改正並びに新たに訓令を制定する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育課長

議案第11号から議案第20号及び報告事項1についてご説明いたします。今回の改正は教育行政における責任の明確化、教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する町長との連携強化を図るために行いました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正に伴い、各規則等の改正が必要になったため行うものです。

主な改正点ですが、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置と教育長へのチェック機能の強化、会議の透明化を図るため11本の規則等を改正するものです。

始めに議案第11号、瑞穂町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の新旧対照表をご覧ください。第1条につきましては、法律による条項のずれを直すものになります。第2条は署名者を委員長から教育長へとするものです。附則につきましては、最後にまとめてお話をいたしますのでご了承ください。

次に議案第12号、瑞穂町教育委員会会議規則の一部を改正する規則の新旧対照表をご覧ください。第2章見出しを教育委員長及び委員長職務代理者の選任方法を教育長職務代理者の指名に改め、第6条を削除し第7条を教育長の職務代理者はあらかじめこれを委員の内から教育長が指名するに改めます。第12条ですが、委員会の構成が委員5名から教育長及び委員4名に変わることから、秘密会にする場合の出席委員の2/3から出席委員に1を加えた数の2/3以上に改めます。その他の条項につきましては、委員長を教育長に改めるものです。

次に議案第13号、瑞穂町教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則の新旧対照表をご覧ください。各条項につきましては、いずれも委員長を教育長に改めるのになっています。

次に議案第14号、瑞穂町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の新旧対照表をご覧ください。こ

ちら第3条第2項及び第4条第4項は、町におきまして、課長補佐の職を廃止したことに伴い、教育委員会事務局においても同様に廃止するものです。第5条は、これまで教育長の職務代理者を教育委員会事務局職員と定めていたものを法の改正により、職務代理者を教育委員の内から指名することとなったことから第5条を削るものです。

次に議案第15号、瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の新旧対照表をご覧ください。教育長への機能強化を図るため第1条第2項に委任された事務のうち重要な事項について教育委員会へ報告することとするものです。その他につきましては、法改正による条項のずれを改めるものになります。

次に議案第16号、瑞穂町教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令の新旧対照表をご覧ください。第9条は、先ほどお話した町側での課長補佐職の廃止に伴い削るものになります。また、別表第1、につきましては、委員長の廃止に伴いますものと教育長の職免等の決裁区分を追加するものです。次に議案第17号、職員の職務の宣誓に関する条例取扱規程及び教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令の新旧対照表をご覧ください。まず、第1条による改正、職員のサービスの宣誓に関する条例取扱規程のものになります。こちら第2条第1号において教育長が特別職になることから教育長を削ります。裏面をご覧ください。第2条による改正です。教育長の権限に属する事務の一部委任規程になりますが、こちらに関しましては、法律の改正に伴います条項のずれを改めるものです。

続きまして、議案第18号、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱の一部を改正する訓令の新旧対照表をご覧ください。こちらに関しましても法律の改正に伴います条項のずれを改めるものになります。

続きまして、議案第19号をご覧ください。瑞穂町教育委員会公印規則の全部を改正する規則になります。こちらの方は規則を全部改正するものです。主に教育委員長の印を廃止するほかは文言の整理となります。

続きまして、議案第20号、教育長の職務を代理する者の権限に属する事務の一部委任規程になります。こちら新規の規程となりまして、常任の教育長の職務を代理することを指名された教育委員が非常勤であることから、委員会の会務以外の事務、事務局の管理等を事務局職員に委任できるようにするため、新たに整備するものです。

第1条で趣旨を、第2条で委任する事務と委任する事務局職員を記載してございます。

こちらは今までの改正でございますが、附則につきまして、議案第11号から第20号は平成27年4月1日から施行いたしまして、第17号、第18号を除きます8議案につきましては、経過措置として、施行の際、従前の例による教育長が在職する場合は、改正後の規定は適用しないものといたします。

また、報告事項1になりますが、瑞穂町青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則についてです。こちらの方ですが新旧対照表をご覧ください。第2条第1号、瑞穂町教育委員会委員2人となっているものを改めまして、教育長と教育委員1人に改めるものです。1号を教育長、2号を教育委員1人に改めます。こちらも同様に平成27年4月1日から施行し、経過措置といたしまして、施行の際、従前の例による教育長が在職する場合は、改正後の規定は適用しないものといたします。

以上、説明といたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより一括質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員長 1つお聞きしたいんですが、教育総合会議の設置については、条例設置になるのでしょうか。

教育課長 総合教育会議に関しましては、基本的には要綱での設置と考えてございますが、それに関しましても会議の中で話し合いをされて決めていくことになると思います。

森田委員長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第11号から議案第20号に対する討論を行います。

(「討論なし。」との発言)

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第11号から議案第20号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし。」との発言)

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第11号から議案第20号は原案どおり可決されました。また、報告事項1についても承認いたします。

つづきまして、日程第17、議案第21号、瑞穂町図書館処務規則の一部を改正する規則、及び日程第18、議案第22号、瑞穂町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令、は関連がありますので、一括議題としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

森田委員長 それでは、全委員の了承が得られましたので、一括議題といたします。

議案第21号及び議案第22号について、提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 議案第21号及び議案第22号の提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、規則等の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育課長 議案第21号及び議案第22号についてご説明いたします。先ほど、議案第14号の時にもお話をいたしました。瑞穂町職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、町において課長補佐の職を廃止したことに伴いまして、教育委員会事務局におきましても同様に課長補佐職を廃止するものです。そのために2つの議案を提出させていただいています。始めに議案第21号、瑞穂町図書館処務規則の一部を改正する規則の新旧対照表をご覧ください。第3条第2項及び第4条第2項におきまして、図書館に置く職としましての館長補佐、こちらの職

を削ります。

次に議案第22号、瑞穂町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令ですが、1枚おめくりいただき、様式第3号、第4号をご覧ください。この様式第3号、第4号の中の中段位になりますが、各職の押印欄がございます。こちらの押印の欄のところに課長と係長の上に課長補佐の欄がございました。課長補佐職が廃止されることに伴いこの欄を削り様式を改めるものです。附則といたしまして、両議案とも平成27年4月1日から施行するものです。

以上、説明いたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員長 ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第21号及び議案第22号に対する討論を行います。

(「討論なし。」との発言)

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第21号及び議案第22号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし。」との発言)

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第21号及び議案第22号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第19、議案第23号、瑞穂町公立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令、から日程第20、議案第25号、瑞穂町公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令、は関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

森田委員長 それでは、全委員の了承が得られましたので、一括議題といたします。

議案第24号について、提案者より提案理由の説明を求めます。平成27年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長

議案第23号から議案第25号の提案理由のご説明を申し上げます。

一般職非常勤職員の任用に伴い、東京都教育委員会において関係規程の一部改正を行ったことに伴い、瑞穂町教育委員会においても関係規程の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

指導課長

議案第23号から議案第25号についてご説明いたします。

平成27年度から東京都は一般職、非常勤職員制度を導入することになりました。それに伴いまして、議案第23号から議案第25号の兼業兼職に関する事務取扱規程、服務規程、出勤簿整理規程の改正が必要となりました。

大変わかりづらいんですが、これまでの学校職員の制度ですけれども、退職した後に大きく3つの分類に分かれておりました。1つは再任用職員、この再任用職員というのは、職員の定数に含まれます。2つ目が再雇用職員、嘱託員とも言いますが、この嘱託員は職員の定数に含まれません。そしてもう1つが講師、非常勤教員となりまして教科を特別に指導するという、この3つの分類に大きく分かれていましたが、平成27年度からは次のように変わります。再任用職員はそのまま変わりません。ただし、嘱託員とこれまでの非常勤教員を1つにして非常勤職員というふうにまとめることになりました。

これまでは学校関係におきましては、専務的非常勤教員というふうに呼んでいたんですけれども、この新しい制度に伴いまして、専務的非常勤職員というふうになります。内容的には大きな変化はないんですが、一般職の非常勤職員の中に学校職員も含めたという形で東京都が変更しました。それに伴いまして、議案第23号から議案第25号のそれぞれ取扱規程、あるいは服務規程、出勤簿整理規程の一部条文を改正してあります。

具体的にどの部分が改正かと言いますと、まず、議案第23号を1枚おめくりください。新旧対照表がありますが、非常にわかりづらいところなんですけれども、まず、旧の方には上から5行目から6行目です。東京都教育委員会を任命権者とする瑞穂町公立学校に勤務する常勤の職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とありますが、この常勤の職員というのが正規の教員です。地方公務員法第28条の5第1項の部分は再任用職員のことを言います。

この条文が、左側の新の部分をご覧ください。東京都教育委員会を任命権者とする瑞穂町公立学校に勤務する常勤の職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員、ですから、これまでの常勤の職員、再任用職員に新たに非常勤職員の条文が加わりました。こういった改正になっています。内容的には大きな変化はございません。

同じく議案第24号をご覧ください。こちらにも新旧対照表がございますけれども、旧と新をご覧くださいますと、今、言った形で右側の旧の方には同法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員が入っておりませんけれども、新の方には加わっています。というふうに改正されています。

同じく議案第25号をごらんください。出勤簿の整理規程ですけれども、出勤簿の整理規程に関しましては、旧の方の第1条の目的、この規程は町立学校に勤務する職員の出勤簿の整理に関し、とありますが、新の方は、この規程は町立学校に勤務する東京都から給料または報酬を受けている職員、ですので正規の職員に再任用職員、あるいは、非常勤職員も含めた形になっています。というふうに改正をされています。また、その下の別表の方では出勤簿の明記の仕方なんですけれども、これまで入っていなかった配偶者同行休業、あるいは、疾病の欠勤、介護欠勤、勤務を割り振られない日、こういった新たな表示方法が改正されております。こういったことがなされている内容です。

以上、説明いたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより一括質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員長 これは今まで非常勤だった人の兼業は許されていたんですよね。今までの再雇用とか講師が改めて学校長の許可を必要とするということになったということですか。

指導課長 兼業兼職に関しましては、学校長の許可ではなくて、教育委員会への申請が必要ですので、その許可の部分には変わりはありません。ただ、非常勤職員、嘱託員に関しては、その部分はなかったんですけれども、その部分が含まれたということになります。

森田委員長 再雇用とか講師については、これからはそういう許可が必要だということですか。

指導課長 そのとおりです。

森田委員長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第23号から議案第25号に対する討論を行います。

(「討論なし。」との発言)

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第23号から議案第25号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし。」との発言)

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第23号から議案第25号は原案どおり可決されました。

つづきまして、日程第22、議案第26号、瑞穂町いじめ問題調査委員会要綱を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 議案第26号の提案理由を申し上げます。

瑞穂町いじめ防止基本方針に基づき、瑞穂町いじめ問題調査委員会を設置する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

指導課長

議案第26号、瑞穂町いじめ問題調査委員会要綱についてご説明いたします。平成25年6月に文部科学省が策定しました、いじめ防止対策推進法を受けまして、瑞穂町でも平成26年9月に瑞穂町いじめ防止基本方針を策定しました。この基本方針には瑞穂町教育委員会の取り組みとして、いじめ問題対策委員会並びにいじめ問題調査委員会の設置を明記しています。特に、いじめ問題調査委員会は、重大事態発生時に事実関係を調査するための委員会です。必要に応じて第三者を加えた委員会を設置する必要があるため、同要綱を規定しています。

議案第26号のいじめ問題調査委員会の要綱をご覧ください。要綱は全部で12条からなります。第1条では設置、第2条では所掌事項、第3条以降は、町長への報告、あるいは、組織等を規定しています。なお、調査委員会ですけれども、1枚おめくりいただきまして、第4条の組織のところに書いてありますけれども、調査委員会は学識経験者、法律、医療等の専門家、関係行政機関の職員、町職員の10名以内を予定しています。ただ、現段階では、具体的にどの方にお問い合わせするかということは決めておりません。その事態が発生した場合に、随時、教育委員会の方で決定して、皆様におはかりしたいと思っております。

その他の条文に関しましては、第12条までございますので、ご覧いただきましてご意見等ありましたらお願いいたします。

以上、説明といたします。

森田委員長

以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員長

これは常設ではなくて、その都度と書いてありますから、ただ、これだけの委員を集めるというのは大変だと思いますけれども。まして、問題が起こったときには、緊急性を要するような気がするんですけれども、その辺のところの対応というのはどういうふうになさるのでしょうか。

指導課長

お答えいたします。やはり調査委員会を開設するには緊急性が必要ですので、今後、ある程度のこの方にお願

いしたいということが、こちらの方で決めておいて、その方には緊急の場合にはお願いしますという打診をしておくことが必要かなと思いますので、その予定で考えています。

森田委員長 もう1つお聞きしますが、これは総合教育会議との調整は、そのメンバー等はそこに諮って決定するということなんでしょうか。あるいは、まるっきり別の話ということなんでしょうか。

指導課長 お答えいたします。現段階では、総合教育会議との関連は考えておりません。ただ、あくまでも教育委員会と町部局で、常に連絡を取りながら調査委員の方は決定していきたいと思っております。

鳥海教育長 仕組みについてももう少し説明させていただきます。まず、この調査委員会が設置されるような案件が、事件と言いますか、起きた時には、まず、教育委員会の中で基礎的な調査を進めていくようなことになるのかと思います。それと同時にですね、各学校にはいじめ問題の基本方針もありますし、また学校内の委員会もあります。そういうところがすぐに活動を始めると思います。それでもって、この委員会を設置しなければいけないような時には、臨時の教育委員会を開催して、今、どのような状況ですというような説明をするかと思います。その時に同時にこの委員をこのような方で進めますというようなことで承諾をいただくようなことになろうかと思います。それから最終的にと言いますか、町側との調整が必要ということであれば総合教育会議に重大事案として、議題として話し合うというようなことになってくるかなと思います。その間も町側に逐一、情報を提供してですね、町長に説明するだとか、これは通常の事務の中であり得る話で、決定を最終的にどのようにしていくとか、というところを総合教育会議で進める話ではなく、その手前の教育委員会の方で対策の方は練られるというふうに私は解釈しております。

森田委員長 今までそういうふうに全国的に事例があって、第三者委員会というような調査委員会を設けられた時に、教育委員会主導で行った例がありますね。そういった中でその認知度、それを認知してもらうには、むしろそういう調整会議の中の協議事項じゃないかもしれないですけども、了承事項みたいな形で設置をしていった方が、

後々いろんなその中身、調査結果の中身の問題でよろしいのかなという気がするんですけども。今度、総合教育会議の中で、もし、そういうことも議題になればよろしいのかなという気がするんですけども。あまり教育委員会主導でこういう第3者委員会を単独で決めるというのは、いかがなものかなと思ったんですけども。

戸田委員 1つ質問よろしいでしょうか。このいじめ調査委員会ができた場合に、今、そういう問題が起これば教育委員会内で調査を学校と協力し合って始まって行って、いじめ調査委員会もできて、一緒になっていろいろ検討とかを重ねていくという形になるのか、いじめ調査委員会はすごく独立したものとなって、一応、教育委員会とは別ルートで、独自でやって行って、ところどころで会議等で情報交換とかすり合わせをされていくのか。一緒になってしまうと、もし、いじめの保護者の該当者になったら、隠ぺいされてるとか一緒になっていろいろあったりするかなど。そうかと言って、すごく権限があって独立した調査をやっけていかれて、秘密保持とか言われてしまうと、全く私たちは情報をもらえなくて対策もすぐとれないし、ということになってしまって、どの位、その調査委員会というのに権限なり、独立部門性みたいなものがあるのかというのは、ある程度、検討されているんですかね。どの位の権力を持たせるのか、どれ位の位置付けとして、権力があるのかというのは違ってくるのかなと思うんですけども。

鳥海教育長 その辺のところですけども、教育委員会制度が改正になったのも、実はこの辺のところが基にあるんですね。迅速性、それから責任の所在のあいまいさを排除するというようなことのわけですね。ですので、まず、このようないじめの調査委員会なりを設置しなさいよというのは、法律の方で明記されてきているわけですね。ですので、体制はまずは構えておきなさいということですね。それはある意味、迅速性とそれから正確性と言いますか、その事件について本当のところはどうなのか、すぐに調査をしていく体制、それを作っていくということだと思います。また、どこまでの権限というふうなことですけども、調査委員会というのはあくまでも、その事件の調査を付託されているわけですので、それを主旨にやっていくというようになると思います。ですから、

そこに教育委員会、あるいは首長である町長の特別な会議だとか、それは調査をしている最中につきましては、多くの干渉は受けないというふうな形にしなければ機能しないと思います。ですので、委員長がおっしゃられたようなこともあるわけなんですけど、いかに、外の外形だけでも作っておく必要があって、いざという時にはすぐに、その形に基づいてこういう調査の組織を立ち上げたり、また、最終的には、責任者である首長の方に報告が上がるように、きっと、逐一調査がどこまでできましたということで、中間報告とか、そういうふうなこともきっとあると思うんですね。そのような使い方になっていくかと思えます。

森田委員長　いずれにしましても、先ほど言ったようにメンバーを構成した時には、総合教育会議の意見ももらいながらやっていただきたいというのが私の要望です。

森田委員長　ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第26号に対する討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

森田委員長　討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第26号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

森田委員長　ご異議なしと認め、議案第26号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第23、議案第27号、瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長　議案第27号について提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町教育相談室設置規則第3条第3項の規定に基づき、次の者を任命したいので、本案を提出するものです。一枚おめくりください。氏名のみ申し上げます。生年月日、住所及び略歴は記載のとおりです。なお、任期につきましては、平成27年4月1日から平成28年3月31日までです。まず、最初のページで、石川建次、次に

成瀬崇、次に奥山房枝、次に岩田智美、次に島崎今日子、次に古屋善生、次に深宮郁織、以上、7名です。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員長 ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。人事案件ですので討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第27号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第27号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第24、議案第28号、瑞穂町社会教育委員の委嘱について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 議案第28号について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町社会教育委員の任期が平成27年3月31日任期満了となるため、瑞穂町社会教育委員の設置及び委員の報酬に関する条例第2条の規定により、別紙の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。

1枚おめくりください。氏名のみ申し上げます。井上育雄、内出光枝、吉良明美、久保田敢司、中井明、中野裕司、村上豊子、山田敏行、なお、住所及び生年月日は記載のとおりです。久保田氏、村上氏、山田氏は再任となり、それ以外の方は新任です。

なお、任期は平成27年4月1日より平成29年3月31日までです。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

戸田委員 今までになくたくさんの方が入れ替わりで、任期について、何年まで延長、本人の希望によれば任期が延長できるのか、期限があるのか、何年間までは延期ができるけれども、それ以外はできないという、任期が決まっているのかどうかということと、選出に当たっては、そういうかたが、紹介を受けたりとか、どういう活動かということを見て、選任されているのか基準があるのかということについて説明をお聞きしたいです。

社会教育課長 お答えいたします。1点目の任期でございますが、1期2年となっております、何期までというような制限

はございませんので、何期やっていただいても大丈夫のようにはなっています。今回、新たになられる方が多いということの中にはですね、推薦母体があるものが多いものですから、例えば、体育協会から推薦していただいたり、文化連盟から推薦していただいたりという中で、各団体の方で話し合っ、新たな方を出されてきたということが多くなっている現状でございます。

教育部長 説明がなくて申し訳ございません。今、お手元の方に2枚、別紙資料という形で略歴的なデータを載せたものがありますので、そちらの方をですねご覧いただければと思います。

滝澤委員 推薦母体のことでお聞きします。以前は校長会からというのもあったと思うんですけども、なくなったんですか。

社会教育課長 校長会からも1名出していただいております。ただ、校長会に関しましては、この4月1日付で人事異動がございますので、1カ月遅れて5月からお願いしたいということでございます。

以上です。

森田委員長 定数は何人でしょうか。

社会教育課長 定数は10名となっております。現在、ここで8名、記載させておまして、校長会からの推薦が1名、それともう1名がですね、家庭教育の関係の方が、まだ1名見つかっていない状況がございまして、今、適任の方を探しているところでございます。

戸田委員 関連なんですけど、推薦母体があっ、みなさん選出されているんですけど、一般の方とかでも、興味があっ、ぜひ、そういうのでやってみたいという方がいらっしまった場合には、自己推薦みたいな形とかで出することは可能なんですかね。

森田委員長 先ほど、選出基準についての質問もありましたけれども、それらも含めてお願いいたします。

社会教育課長 学識経験者という枠がございまして、そういう優秀な方がおりましたら、教えていただければ、その方が社

会教育委員に適任の方かどうかということをごです、確認させていただいて委員になっていただくことは可能です。

戸田委員 学識経験者みたいにすごくなく、本当に瑞穂町の住民で地域に関わって活動してみたいとか、その推薦団体とかなければ、個人的に瑞穂町のために活動したいんだってという方がいらっしゃった場合に、可能性が、できるのかどうなのかということをお聞きしたいなと思ったんですけど。

森田委員長 公募はないのでしょうか。

社会教育課長 公募はありません。

鳥海教育長 お答えいたします。社会教育委員ということで、合議体としては会議ということで進めさせていただいております。目的の関係からして、町民の代表と、いわゆる公募枠ですね、そういうものはこの委員の中にはありません。ですので、今、戸田委員がおっしゃられたように、ぜひ、やりたいというようなことであった場合には、推薦母体を持たずとも、先ほど言いましたように学識経験という形で入っていただくことは可能ですけれども、町民代表ということのご意見を頂戴する委員の集まりではありません。

森田委員長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。人事案件ですので討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第28号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第28号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第25、議案第29号、瑞穂町スポーツ推進委員の委嘱について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 議案第29号について提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町スポーツ推進委員に関する規則第2条の規定により、下記の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。

氏名のみ申し上げます。高水昌彦、原幸子、なお、住所及び生年月日は、記載のとおりです。任期につきましては、現在、委嘱中の委員の任期と合わせるため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員長 ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。人事案件ですので討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第29号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第29号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第26、報告事項2、瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動について、を議題とします。教育長より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 報告事項2についてご報告申し上げます。

平成27年4月1日付の瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動については、別紙のとおりの内示となりますので、報告するものです。

森田委員長 以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 ほかに質問もないようですので、終結いたします。報告事項2を承認いたします。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

これにて平成27年瑞穂町教育委員会第3回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前10時50分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員